処　分　基　準

令和５年７月１３日作成

法　　令　　名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（１－３１）
根　拠　条　項	第３４条第２項
処 分 の 概 要	飲食店営業の停止命令
原　　権　　者	千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	
処　分　基　準	別紙２のとおり。
問 い 合 わ せ 先	生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備　　考	

別紙２

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準

（用語の意義）

１　この基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

（１）「取消し」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号。以下「法」という。）第２６条第１項又は第３１条の２５第１項の規定に基づき、風俗営業又は特定遊興飲食店営業の許可を取り消すことをいう。

（２）「営業停止命令」とは、法第２６条、第３０条第１項若しくは第３項、第３１条の５第１項、第３１条の６第２項第２号、第３１条の１５第１項、第３１条の２０、第３１条の２１第２項第２号、第３１条の２５、第３４条第２項、第３５条、第３５条の２又は第３５条の４第２項若しくは第４項第２号の規定に基づき、風俗営業、飲食店営業、店舗型性風俗特殊営業、浴場業営業、興行場営業、旅館業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業の停止を命ずることをいう。

（３）「営業廃止命令」とは、法第３０条第２項、第３１条の５第２項、第３１条の６第２項第３号又は第３１条の１５第２項の規定に基づき、店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずることをいう。

（４）「指示処分」とは、法第２５条、第２９条、第３１条の４第１項、第３１条の６第２項第１号、第３１条の１４、第３１条の１９第１項、第３１条の２１第２項第１号、第３１条の２４、第３４条第１項又は第３５条の４第１項若しくは第４項第１号の規定に基づき、指示をすることをいう。

（５）「法令違反行為」とは、法令（法に基づく条例を含む。）に違反し、若しくは法に基づく処分若しくは法第３条第２項（第３１条の２３において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき付された条件に違反する行為又は法第３０条第１項、第３１条の５第１項、第３１条の６第２項第２号、第３１条の１５第１項、第３１条の２０、第３１条の２１第２項第２号、第３５条若しくは第３５条の２に掲げる罪に当たる違法な行為（２において「法に掲げる罪に当たる違法な行為」という。）若しくは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和５９年政令第３１９号。以下「令」という。）第１７条、第１８条、第２０条、第２１条若しくは第２８条に定める重大な不正行為（以下「政令で定める重大な不正行為」という。）をいう。

（指示処分との関係）

２　風俗営業者、特定遊興飲食店営業者又は店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊

営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、飲食店営業若しくは接客業務受託営業を営む者に対する取消し、営業停止命令（法第２６条第２項及び第３１条の２５第２項の規定に基づくものを除く。）又は営業廃止命令は、それぞれ当該処分を行うべき事由（以下「処分事由」という。）について指示処分を行い、当該指示処分に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、法に基づく処分又は法第３条第２項の規定に基づき付された条件に違反した場合のほか、次のような場合は、指示処分を行わずに、直ちに取消し、営業停止命令又は営業廃止命令を行っても差し支えない。

（１）同種の処分事由に当たる法令違反行為であって悪質なもの（法に掲げる罪に当たる違法な行為及び政令で定める重大な不正行為を含む。）を短期間に繰り返し、又は指導や警告を無視する等指示処分によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合

（２）指示処分の期間中に、当該指示処分には違反していないが、当該指示処分の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行った場合

（３）罰則の適用がある法令違反行為によって検挙された場合（起訴相当として送致した場合に限る。）

（４）短期２０日以上の量定に相当する処分事由（法に基づく条例の違反に係る処分事由であって短期２０日以上の量定が定められているものを含む。）に当たる法令違反行為が行われた場合

（５）前記（１）から（４）までに掲げる場合のほか、法令違反行為の態様が悪質で、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合

（量定）

３　取消し又は営業停止命令（法第２６条第２項、第３０条第３項又は第３１条の２５第２項の規定に基づく場合を除く。）の量定（以下単に「量定」という。）の区分は、次のとおりとし、各処分事由に係る量定は、別表に定めるところによるものとする。

（１）　風俗営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業

Ａ　風俗営業及び特定遊興飲食店営業にあっては取消し。飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業にあっては、６月の営業停止命令

Ｂ　４０日以上６月以下の営業停止命令。基準期間は、３月

Ｃ　２０日以上６月以下の営業停止命令。基準期間は、４０日

Ｄ　１０日以上８０日以下の営業停止命令。基準期間は、２０日（別表の処分事由１（３０）遊技機変更届出義務違反にあっては基準期間１月）

Ｅ　５日以上４０日以下の営業停止命令。基準期間は、１４日

Ｆ　５日以上２０日以下の営業停止命令。基準期間は、７日

Ｇ　営業停止命令を行わないもの（指示処分に限り、当該指示処分に違反した場合に当該指示処分違反を処分事由として営業停止命令を行う。）

Ｈ　５日以上８０日以下の営業停止命令。基準期間は、２０日（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第１０条第１号又は第６号に違反した場合は、２０日以上８０日以下の営業停止命令。基準期間は、３０日。）

(2)　店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業

Ａ　８月の営業停止命令

Ｂ　２月以上８月以下の営業停止命令。基準期間は、４月

Ｃ　１月以上８月以下の営業停止命令。基準期間は、２月

Ｄ　２０日以上４月以下の営業停止命令。基準期間は、１月

Ｅ　１０日以上２月以下の営業停止命令。基準期間は、２０日

Ｆ　５日以上４０日以下の営業停止命令。基準期間は、１４日

（取消し）

4　取消しは、次記９前段に定める場合及び量定がＡである処分事由がある場合のほか、前記３及び次記７から９までに定めるところにより、量定の長期が６月に達した場合で、次記１０（２）アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業の健全化が期待できないと判断されるときに行うものとする。

（営業廃止命令）

5　営業廃止命令は、前記３及び次記７から９までに定めるところにより、量定の長期が８月に達した場合で、次記１０（２）アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業禁止区域等において営業を継続させることが妥当でないと判断されるときに行うものとする。

（情状による軽減）

6　取消しを行うべき事案につき情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、取消しに替えて営業停止命令を行うことができるものとする。この場合において、その量定は、２月以上６月以下の営業停止命令とする。

（営業停止命令の併合）

7　処分事由に当たる法令違反行為が２以上行われた場合は、一つの行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がＡに相当するものが含まれているときの量定はＡとするものとし、量定がＡに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその２分の１の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最

も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び法定の期間を超えないものとする。

（観念的競合）

８　２以上の処分事由に該当する一つの法令違反行為について営業停止命令を行う場合は、それらの処分事由に量定がＡに相当するものが含まれているときの量定はＡとするものとし、量定がＡに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

（常習違反加重）

９　最近１年間に２月以上の営業停止命令を受けた風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者又はその代理人等が当該営業停止命令の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったときは、取消しを行うものとする。また、最近３年間に営業停止命令を受けた者に対し営業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がＡに相当するときを除き、当該営業停止命令の処分事由について前記３及び前記６から８までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近３年間に営業停止命令を受けた回数の２倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、法定の期間を超えることができない。

（営業停止命令に係る期間の決定）

１０　営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。

（１）原則として、量定がＡに相当するものについて営業停止命令を行う場合は、当該営業の種別に応じて６月又は８月とする。また、量定がＡに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合は、３に定める基準期間（前記７に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の１．５倍の期間を基準期間とし、前記８に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、前９後段に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の２倍の期間を基準期間とする。）によることとする。

（２）量定がＡに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合において次に掲げるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、前（１）にかかわらず、情状により、前記３及び前記６から９までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。また、量定がＡに相当するものについて営業停止命令を行う場合において処分を軽減すべき事由があるときは、情状により、２月を下限として前（１）前段に定める期間より短い期間の営業の停止を命ずることができるものとする。

ア　処分を加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

（ア）最近３年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。
（イ）指示処分の期間中にその処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったこと。
（ウ）処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。
（エ）従業者の大多数が法令違反行為に加担していること。
（オ）悔悛の情が見られないこと。
（カ）付近の住民からの苦情が多数あること。
（キ）結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。
（ク）１６歳未満の者の福祉を害する法令違反行為であること。

イ　処分を軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。
（ア）他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。
（イ）営業者（法人にあっては役員）の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る法令違反行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること。
（ウ）最近３年間に処分事由に係る法令違反行為を行ったことがなく、悔悛の情が著しいこと。
（エ）具体的な営業の改善措置を自主的に行っていること。

（３）法第２６条第２項、第３０条第３項又は第３１条の２５第２項の規定に基づく営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、特段の事情がない限り、法第２６条第１項又は第３１条の２５第１項の規定に基づく取消しに伴う場合は６月、法第３０条第２項の規定に基づく営業廃止命令に伴う場合は８月とし、法第２６条第１項、第３０条第１項又は第３１条の２５第１項の規定に基づく営業停止命令に伴う場合は、当該営業停止命令により営業の停止を命ずる期間と同一の期間とする。

（営業停止等命令と他の行政処分との関係）

１１　取消し又は営業廃止命令を行うときは、営業停止命令（法第２６条第２項、第３０条第３項又は第３１条の２５第２項の規定に基づくものを除く。）は行わないものとする。

１２　営業停止命令を行う場合において法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

別表

処　分　事　由	関係条項	量定
１　風俗営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令（法第26条第1項）		
＜法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為＞		
（１）　無許可風俗営業	第3条第1項、第49条第1号	A
（２）　許可証亡失・滅失届出義務違反	第5条第4項	G
（３）　許可証等掲示義務違反	第6条、第55条第1号	G
（４）　相続承認時許可証書換え義務違反	第7条第5項、第55条第2号	G
（５）　合併承認時許可証書換え義務違反	第7条の2第3項（第7条第5項）、第55条第2号	G
（６）　分割承認時許可証書換え義務違反	第7条の3第3項（第7条第5項）、第55条第2号	G
（７）　構造・設備の無承認変更、偽りその他不正な手段による変更に係る承認の取得	第9条第1項、第50条第1項第1号・第2号	A
（８）　変更届出義務違反	第9条第3項、第55条第3号	F
（９）　変更届出に係る許可証書換え義務違反	第9条第4項	G
(10)　特例風俗営業者の営業所の構造又は設備の変更に係る届出義務違反	第9条第5項後段、第54条第2号	E
(11)　許可証返納義務違反	第10条第1項第3号、第55条第4号	G
(12)　不正の手段による認定の取得	第10条の2第1項、第50条第1項第3号	B
(13)　特例風俗営業者認定申請書等虚偽記載	第10条の2第2項、第54条第3号	E
(14)　認定証亡失・滅失届出義務違反	第10条の2第5項	G
(15)　認定証返納義務違反	第10条の2第7項第2号・第3号、第55条第5号	F
(16)　名義貸し禁止違反	第11条、第49条第3号	A
(17)　構造・設備維持義務違反	第12条	D
(18)　営業時間制限違反	第13条第1項・第2項	C
(19)　迷惑行為防止措置義務違反	第13条第3項	D

(20)　苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反	第13条第4項	D
(21)　照度規制違反	第14条	E
(22)　騒音・振動規制違反	第15条	D
(23)　広告・宣伝規制違反	第16条	D
(24)　料金表示義務違反	第17条	G
(25)　年少者立入禁止表示義務違反	第18条	G
(26)　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	第18条の2	D
(27)　遊技料金等規制違反	第19条	D
(28)　遊技機規制違反	第20条第1項	B
(29)　遊技機の無承認変更、偽りその他不正な手段による遊技機の変更に係る承認の取得	第20条第10項（第9条第1項）、第50条第1項第1号・第2号	A
(30)　遊技機変更届出義務違反	第20条第10項（第9条第3項第2号）、第55条第3号	D
(31)　条例の遵守事項違反	第21条に基づく条例	H
(32)　客引き禁止違反	第22条第1項第1号、第52条第1号	B
(33)　客引き準備行為禁止違反	第22条第1項第2号、第52条第1号	B
(34)　年少者接待業務従事禁止違反	第22条第1項第3号、第50条第1項第4号	A
(35)　年少者接客業務従事禁止違反	第22条第1項第4号、第50条第1項第4号	A
(36)　年少者の立ち入らせ禁止違反	第22条第1項第5号、第50条第1項第4号、第22条第2項に基づく条例	B
(37)　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	第22条第1項第6号、第50条第1項第4号	B
(38)　現金等提供禁止違反	第23条第1項第1号、第52条第2号	B
(39)　賞品買取り禁止違反	第23条第1項第2号、第52条第2号	B
(40)　遊技球等持ち出し禁止違反	第23条第1項第3号、第23条第3項、第54条第4号	E
(41)　遊技球等保管書面発行禁止違反	第23条第1項第4号、第23条第3項、第54条第4号	E
(42)　賞品提供禁止違反	第23条第2項、第52条第3号	C
(43)　管理者選任義務違反	第24条第1項、第54条第5号	E
(44)　管理者講習受講義務違反	第24条第7項	G
(45)　営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業（風俗営業者が違反）	第28条第1項・第2項に基づく条例、第49条第5号・第6号	A

(46)　無許可特定遊興飲食店営業	第31条の22、第49条第7号	A
(47)　従業者名簿備付け記載義務違反	第36条、第53条第3号	D
(48)　接客従業者の生年月日等の確認義務違反	第36条の2第1項、第53条第4号	D
(49)　接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	第36条の2第2項、第53条第5号	D
(50)　報告・資料提出義務違反	第37条第1項、第53条第6号	D
(51)　立入の拒否、妨害、忌避	第37条第2項、第38条の2第1項、第53条第7号	D
＜他の法令の規定に違反する行為＞		
(52)　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(52)において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(52)において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇(ほう)助する目的に係る部分に限る。以下(52)において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(52)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(53)　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		B
(54)　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(55)　組織的犯罪処罰法第３条（第１項第９号に係る部分に限る。）、第４条（同法第３条第１項第９号に係る部分に限る。）又は第６条（第１項第２号に係		B

る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		
(56)　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 イ　個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 ロ　令第２条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ハ　面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（前記イに該当するものを除く。）		D
(57)　前(56)に規定する手段によって、客に前(56)イ、ロ若しくはハに掲げる役務（前(56)ロに掲げる役務にあっては、令第２条第３号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
(58)　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
(59)　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
(60)　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
(61)　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
(62)　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」と		A

いう。）の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		
(63)　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(64)　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(65)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(66)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第１号から第４号の２まで又は第８号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		E
(67)　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、風俗営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		A
(68)　前(67)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(69)　出入国管理及び難民認定法第74条第１項、第２項若しくは第３項、第74条の２第１項若しくは第２項、第74条の３、第74条の４第１項、第２項若しくは第３項、第74条の５、第74条の６又は第74条の８第１項、第２項若しくは第３項の罪に当たる違法な行為		C
(70)　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
(71)　大麻取締法第24条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の３（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第24条の７の罪に当たる違法な行為		B
(72)　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
(73)　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限		B

る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		
(74)　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
(75)　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
(76)　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
(77)　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(78)　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(79)　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(80)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(81)　刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪）の罪に当たる違法な行為		D
(82)　関税法第69条の11第１項の規定（第１号及び第７号に係る部分に限る。）に違反する行為（薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入）	関税法第109条第1項・第2項	A
(83)　電波法第108条（わいせつな通信の発信）の罪に当たる違法な行為		A
(84)　無限連鎖講の防止に関する法律第３条（無限連鎖	無限連鎖講の防止に関する法律第5条、	D

講の禁止）の規定に違反する行為	第6条、第7条	
(85)　当せん金付証票法第６条第７項の規定に違反する行為（当せん金付証票の転売）	当せん金付証票法第18条第1項第1号	D
(86)　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第１項又は第２項の規定に違反する行為（二十歳未満の者の飲酒、親権者等の不制止）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第2項	F
(87)　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第３項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第1項	D
(88)　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第１条（二十歳未満の者の喫煙禁止）の規定に違反し、又は同法第３条第１項若しくは第２項（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F
(89)　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第５条の罪に当たる違法な行為（煙草・器具の販売）		D
(90)　酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第４条第１項若しくは第３項又は第５条第２項の罪に当たる違法な行為（酩酊者の粗野・乱暴な言動等）	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項	F
(91)　動物の愛護及び管理に関する法律第44条第１項、第２項又は第３項の罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等）		E
(92)　軽犯罪法第１条第４号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第３条の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第2条	F
(93)　食品衛生法第６条若しくは第55条第１項の規定に違反し、又は同法第81条第１項第３号若しくは第83条第４号若しくは第５号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	食品衛生法第54条、第55条第3項、第59条第1項、第60条、第61条、第81条第1項第1号、第81条第2項、第82条	D
(94)　興行場法第２条第１項（営業の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	興行場法第5条第1項、第6条、第8条第1号	D

(95)　旅館業法第３条第１項（営業の許可）、第５条（宿泊をさせる義務）若しくは第６条第１項（宿泊者名簿の備付け等）の規定に違反し、又は同法第10条第２号（営業停止命令違反）若しくは第11条第２号（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	旅館業法第7条第1項、第8条、第10条第1号、第11条第1号	D
(96)　公衆浴場法第２条第１項（経営の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、立入検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	公衆浴場法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1号	D
(97)　道路交通法第77条第１項の規定に違反する行為（無許可道路使用）	道路交通法第119条第1項第12号の4	E
(98)　建築基準法第98条第１項第１号の罪に当たる違法な行為（特定行政庁等の命令に対する違反）	建築基準法第9条第1項・第10項前段	D
(99)　消防法第39条の２の２（防火対象物の使用禁止命令違反等）、第39条の３の２（防火対象物の改修命令違反等）、第41条第１項第１号（火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反）若しくは第５号（消防用設備等の設置に係る命令違反等）又は第44条第12号（消防用設備等の維持に係る措置命令違反等）の罪に当たる違法な行為	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第17条の4第1項・第2項	D
(100)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条（投棄禁止）の規定に違反する行為	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号、第25条第2項	D
(101)　その他の法令の規定に違反する行為		H
＜法に基づく処分又は条件に違反する行為＞		
(102)　広告・宣伝規制違反に対する指示処分違反	第16条、第25条	B
(103)　前(102)以外の指示処分違反	第25条	C
(104)　営業停止命令違反	第26条第1項、第49条第4号	A
(105)　許可の条件違反	第3条第2項	C
２　店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第30条第１項）		

＜法に規定する罪（法第49条第５号及び第６号の罪を除く。）に当たる違法な行為＞		
（１）　営業届出義務違反の罪	第27条第1項・第3項、第52条第4号・第5号	B
（２）　営業廃止・変更届出義務違反の罪	第27条第2項・第3項、第54条第6号	E
（３）　広告・宣伝の禁止違反の罪	第27条の2、第53条第1号	C
（４）　広告・宣伝の方法違反の罪	第28条第5項、第53条第2号	C
（５）　客引き禁止違反の罪	第28条第12項第1号、第52条第1号	B
（６）　客引き準備行為禁止違反の罪	第28条第12項第2号、第52条第1号	B
（７）　年少者接客業務従事禁止違反の罪	第28条第12項第3号、第50条第1項第5号	A
（８）　年少者の立ち入らせ禁止違反の罪	第28条第12項第4号、第50条第1項第5号	B
（９）　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪	第28条第12項第5号、第50条第1項第5号	B
(10)　標章破壊等禁止違反の罪	第31条第4項、第55条第6号	E
(11)　従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第36条、第53条第3号	D
(12)　接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	第36条の2第1項、第53条第4号	D
(13)　接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪	第36条の2第2項、第53条第5号	D
(14)　報告・資料提出義務違反の罪	第37条第1項、第53条第6号	D
(15)　立入の拒否、妨害、忌避の罪	第37条第2項、第38条の2第1項、第53条第7号	D
＜法第30条第１項に掲げる罪に当たる違法な行為＞		
(16)　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(16)において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇（ほう）助する目的に係る部分に限		A

る。以下(16)において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(16)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		
(17)　組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(18)　組織的犯罪処罰法第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(19)　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
(20)　児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
(21)　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
(22)　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
(23)　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(24)　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(25)　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(26)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(27)　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの		A

(28)　前(27)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(29)　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
＜政令で定める重大な不正行為＞		
(30)　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		B
(31)　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従業する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 イ　法第２条第６項第１号又は第２号に掲げる営業に係る異性の客に接触する役務 ロ　令第２条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ハ　令第５条に規定する営業に係る異性の客と面会する役務		D
(32)　前（31)に規定する手段によって、客に前(31)イ、ロ若しくはハに掲げる役務（前(31)ロに掲げる役務にあっては、令第２条第３号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は法第２条第６項第５号に掲げる営業に係る令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
(33)　大麻取締法第24条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の３（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第24条の７の罪に当たる違法な行為		B
(34)　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
(35)　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第2		B

0条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		
(36)　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
(37)　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
(38)　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
(39)　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(40)　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(41)　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(42)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
＜法に基づく処分に違反する行為＞		
(43)　届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	第27条第5項、第29条	C
(44)　営業時間制限違反に対する指示処分違反	第28条第4項に基づく条例、第29条	C
(45)　清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による	第28条第8項、第29条	C

広告・宣伝に対する指示処分違反		
(46)　広告・宣伝に係る年少者立入禁止明示義務違反に対する指示処分違反	第28条第9項、第29条	C
(47)　年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反	第28条第10項、第29条	C
(48)　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	第28条第11項(第18条の2)、第29条	C
(49)　前記(43)から(48)まで以外の指示処分違反	第29条	C
(50)　営業停止命令違反	第30条第1項、第49条第4号	A
３　無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の５第１項、第31条の６第２項第２号）		
＜法に規定する罪に当たる違法な行為＞		
（１）　営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業（無店舗型性風俗特殊営業を営む者が違反）	第28条第1項・第2項に基づく条例、第49条第5号・第6号	A
（２）　営業届出義務違反の罪	第31条の2第1項・第3項、第52条第4号・第5号	B
（３）　営業廃止・変更届出義務違反の罪	第31条の2第2項・第3項、第54条第6号	E
（４）　広告・宣伝の禁止違反の罪	第31条の2の2、第53条第1号	C
（５）　広告・宣伝の方法違反の罪	第31条の3第1項(第28条第5項)、第53条第2号	C
（６）　禁止区域内営業の罪（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第1項)、第49条第5号	A
（７）　禁止地域内営業の罪（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第2項)に基づく条例、第49条第6号	A
（８）　客引き禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第12項第1号)、第52条第1号	B
（９）　客引き準備行為禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第12項第2号)、第52条第1号	B
(10)　年少者の立ち入らせ禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第12項	B

	第4号)、第50条第1項第5号	
(11)　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第12項第5号)、第50条第1項第5号	B
(12)　年少者接客業務従事禁止違反の罪	第31条の3第3項第1号、第50条第1項第6号	A
(13)　標章破壊等禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の5第3項(第31条第4項)、第31条の6第3項(第31条第4項)、第55条第6号	E
(14)　従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第36条、第53条第3号	D
(15)　接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	第36条の2第1項、第53条第4号	D
(16)　接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪	第36条の2第2項、第53条第5号	D
(17)　報告・資料提出義務違反の罪	第37条第1項、第53条第6号	D
(18)　立入の拒否、妨害、忌避の罪	第37条第2項、第38条の2第1項、第53条第7号	D
＜法第31条の５第１項及び第31条の６第２項第２号に掲げる罪に当たる違法な行為＞		
(19)　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(19)において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(19)において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇(ほう)助する目的に係る部分に限る。以下(19)において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(19)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(20)　組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(21)　組織的犯罪処罰法第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B

(22)　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
(23)　児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
(24)　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
(25)　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
(26)　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(27)　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(28)　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(29)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(30)　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、無店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの		A
(31)　前(30)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(32)　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
＜政令で定める重大な不正行為＞		
(33)　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		B
(34)　大麻取締法第24条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の３（大麻から製造された医薬		B

品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第24条の７の罪に当たる違法な行為		
(35)　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
(36)　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
(37)　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
(38)　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
(39)　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
(40)　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(41)　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(42)　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(43)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又		D

は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		
(44)　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従業する者の意思に反して法第２条第７項第１号に掲げる営業に係る異性の客に接触する役務を提供することを強制する行為		D
(45)　前(44)に規定する手段によって、客に前(44)に規定する役務の提供を受けること又は法第２条第７項第２号に掲げる営業に係る令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
＜法に基づく処分に違反する行為＞		
(46)　届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	第31条の2第5項、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(47)　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	第31条の3第1項(第18条の2第1項)、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(48)　清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分	第31条の3第1項(第28条第8項)、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(49)　広告・宣伝に係る年少者利用禁止明示義務違反に対する指示処分違反	第31条の3第1項(第28条第9項)、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(50)　営業時間制限違反に対する指示処分違反（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第4項)に基づく条例、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(51)　年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第10項)、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(52)　年少者を客とすることの禁止違反に対する指示処分違反	第31条の3第3項第2号、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(53)　前記(46)から(52)まで以外の指示処分違反	第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(54)　営業停止命令等違反	第31条の5第1項・第2項、第31条の6第2項第2号・第3号、第49条第	A

	4号	
４　店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の15第1項） **＜法に規定する罪（法第49条第５号及び第６号の罪を除く。）に当たる違法な行為＞**		
（１）　営業届出義務違反の罪	第31条の12第1項・第2項（第27条第3項）、第52条第4号・第5号	B
（２）　営業廃止・変更届出義務違反の罪	第31条の12第2項（第27条第2項・第3項）、第54条第6号	E
（３）　広告・宣伝の方法違反の罪	第31条の13第1項（第28条第5項）、第53条第2号	C
（４）　客引き禁止違反の罪	第31条の13第2項第1号、第52条第1号	B
（５）　客引き準備行為禁止違反の罪	第31条の13第2項第2号、第52条第1号	B
（６）　年少者接客業務従事禁止違反の罪	第31条の13第2項第3号、第50条第1項第8号	A
（７）　年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪	第31条の13第2項第4号、第50条第1項第8号	B
（８）　年少者の立ち入らせ禁止違反の罪	第31条の13第2項第5号、第50条第1項第8号	B
（９）　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪	第31条の13第2項第6号、第50条第1項第8号	B
(10)　標章破壊等禁止違反の罪	第31条の16第4項、第55条第6号	E
(11)　従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第36条、第53条第3号	D
(12)　報告・資料提出義務違反の罪	第37条第1項、第53条第6号	D
(13)　立入の拒否、妨害、忌避の罪	第37条第2項、第38条の2第1項、第53条第7号	D
＜法第31条の15第1項に掲げる罪に当たる違法な行為＞		
(14)　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）、第226		A

条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇(ほう)助する目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		
(15)　組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(16)　組織的犯罪処罰法第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(17)　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
(18)　児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
(19)　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
(20)　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
(21)　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(22)　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(23)　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(24)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４		B

号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		
(25)　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にすることその他客に接する業務に従事させていたもの		A
(26)　前(25)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(27)　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
＜政令で定める重大な不正行為＞		
(28)　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		B
(29)　大麻取締法第24条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の３（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第24条の７の罪に当たる違法な行為		B
(30)　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
(31)　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
(32)　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡		B

又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		
(33)　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
(34)　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
(35)　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(36)　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(37)　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(38)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
＜法に基づく処分に違反する行為＞		
(39)　届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	第31条の12第2項（第27条第5項）、第31条の14	C
(40)　営業時間制限違反に対する指示処分違反	第31条の13第1項（第28条第4項）に基づく条例、第31条の14	C
(41)　清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	第31条の13第1項（第28条第8項）、第31条の14	C
(42)　広告・宣伝に係る年少者立入禁止等明示義務違反に対する指示処分違反	第31条の13第1項（第28条第9項）、第31条の14	C
(43)　年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反	第31条の13第1項（第28条第10項）、第31条の14	C
(44)　年少者からの会話申込み取次ぎ禁止違反に対する指示処分違反	第31条の13第2項第7号、第31条の14	C
(45)　年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反	第31条の13第3項、第31条の14	C
(46)　前記(39)から(45)まで以外の指示処分違反	第31条の14	C

(47)　営業停止命令違反	第31条の15第1項、第49条第4号	A
５　無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の20、第31条の21第２項第２号） ＜法に規定する罪に当たる違法な行為＞		
（１）　営業届出義務違反の罪	第31条の17第1項・第2項（第31条の2第3項）、第52条第4号・第5号	B
（２）　営業廃止・変更届出義務違反の罪	第31条の17第2項（第31条の2第2項・第3項）、第54条第6号	E
（３）　広告・宣伝の方法違反の罪	第31条の18第1項（第28条第5項）、第53条第2号	C
（４）　年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪	第31条の18第2項第1号、第50条第1項第9号	B
（５）　従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第36条、第53条第3号	D
（６）　報告・資料提出義務違反	第37条第1項、第53条第6号	D
＜法第31条の20及び第31条の21第２項第２号に掲げる罪に当たる違法な行為＞		
（７）　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下（７）において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下（７）において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助（ほう）する目的に係る部分に限る。以下（７）において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下（７）において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪		A

に当たる違法な行為		
（８） 組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
（９） 組織的犯罪処罰法第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(10) 売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
(11) 児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
(12) 児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
(13) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
(14) 労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(15) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(16) 児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(17) 児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(18) 出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、無店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にさせていたもの		A
(19) 前(18)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(20) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A

＜政令で定める重大な不正行為＞		
(21)　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		B
(22)　大麻取締法第24条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の３（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第24条の７の罪に当たる違法な行為		B
(23)　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
(24)　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
(25)　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
(26)　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
(27)　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D

(28)　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(29)　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(30)　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(31)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
＜法に基づく処分に違反する行為＞		
(32)　届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	第31条の17第2項(第31条の2第5項)、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(33)　清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	第31条の18第1項(第28条第8項)、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(34)　広告・宣伝に係る年少者電話禁止明示義務違反に対する指示処分違反	第31条の18第1項(第28条第9項)、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(35)　年少者との間の会話申込み取次ぎ禁止違反に対する指示処分違反	第31条の18第2項第2号、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(36)　年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反	第31条の18第3項、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(37)　前記(32)から(36)まで以外の指示処分違反	第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(38)　営業停止命令違反	第31条の20、第31条の21第2項第2号、第49条第4号	A
６　特定遊興飲食店営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令（法第31条の25） ＜法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為＞		

（１） 無許可風俗営業	第3条第1項、第49条第1号	A
（２） 無許可特定遊興飲食店営業	第31条の22、第49条第7号	A
（３） 許可証亡失・滅失届出義務違反	第31条の23（第5条第4項）	G
（４） 許可証等掲示義務違反	第31条の23（第6条）、第55条第1号	G
（５） 相続承認時許可証書換え義務違反	第31条の23（第7条第5項）、第55条第2号	G
（６） 合併承認時許可証書換え義務違反	第31条の23（第7条の2第3項（第7条第5項））、第55条第2号	G
（７） 分割承認時許可証書換え義務違反	第31条の23（第7条の3第3項（第7条第5項））、第55条第2号	G
（８） 構造・設備の無承認変更、偽りその他不正な手段による変更に係る承認の取得	第31条の23（第9条第1項）、第50条第1項第1号・第2号	A
（９） 変更届出義務違反	第31条の23（第9条第3項）、第55条第3号	F
(10) 変更届出に係る許可証書換え義務違反	第31条の23（第9条第4項）	G
(11) 特例特定遊興飲食店営業者の営業所の構造又は設備の変更に係る届出義務違反	第31条の23（第9条第5項後段）、第54条第2号	E
(12) 許可証返納義務違反	第31条の23（第10条第1項第3号）、第55条第4号	G
(13) 不正の手段による認定の取得	第31条の23（第10条の2第1項）、第50条第1項第3号	B
(14) 特例特定遊興飲食店営業者認定申請書等虚偽記載	第31条の23（第10条の2第2項）、第54条第3号	E
(15) 認定証亡失・滅失届出義務違反	第31条の23（第10条の2第5項）	G
(16) 認定証返納義務違反	第31条の23（第10条の2第7項第2号・第3号）、第55条第5号	F
(17) 名義貸し禁止違反	第31条の23（第11条）、第49条第3号	A
(18) 構造・設備維持義務違反	第31条の23（第12条）	D
(19) 営業時間制限違反	第31条の23（第13条第2項）	C
(20) 迷惑行為防止措置義務違反	第31条の23（第13条第3項）	D
(21) 苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反	第31条の23（第13条第4項）	D
(22) 照度規制違反	第31条の23（第14条）	E
(23) 騒音・振動規制違反	第31条の23（第15条）	D

(24)　年少者立入禁止表示義務違反	第31条の23(第18条)	G
(25)　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	第31条の23(第18条の2)	D
(26)　条例の遵守事項違反	第31条の23(第21条)に基づく条例	H
(27)　客引き禁止違反	第31条の23(第22条第1項第1号)、第52条第1号	B
(28)　客引き準備行為禁止違反	第31条の23(第22条第1項第2号)、第52条第1号	B
(29)　年少者接客業務従事禁止違反	第31条の23(第22条第1項第4号)、第50条第1項第4号	A
(30)　年少者の立ち入らせ禁止違反	第31条の23(第22条第1項第5号)、第50条第1項第4号	B
(31)　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	第31条の23(第22条第1項第6号)、第50条第1項第4号	B
(32)　管理者選任義務違反	第31条の23(第24条第1項)、第54条第5号	E
(33)　管理者講習受講義務違反	第31条の23(第24条第7項)	G
(34)　営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業（特定遊興飲食店営業者が違反）	第28条第1項・第2項に基づく条例、第49条第5号・第6号	A
(35)　従業者名簿備付け記載義務違反	第36条、第53条第3号	D
(36)　接客従業者の生年月日等の確認義務違反	第36条の2第1項、第53条第4号	D
(37)　接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	第36条の2第2項、第53条第5号	D
(38)　報告・資料提出義務違反	第37条第1項、第53条第6号	D
(39)　立入の拒否、妨害、忌避	第37条第2項、第38条の2第1項、第53条第7号	D
＜他の法令の規定に違反する行為＞		
(40)　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。）以下(40)において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(40)において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇(ほう)助する目的に係る部分に限		A

る。以下(40)において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(40)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		
(41)　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		B A
(42)　組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(43)　組織的犯罪処罰法第３条（第１項第９号に係る部分に限る。）、第４条（同法第３条第１項第９号に係る部分に限る。）又は第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		D
(44)　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 イ　個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 ロ　令第２条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ハ　面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（前記イに該当するものを除く。）		D
(45)　前(44)に規定する手段によって、客に前(44)イ、ロ若しくはハに掲げる役務（前(44)ロに掲げる役務にあっては、令第２条第３号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		A
(46)　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A

(47)　児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		B
(48)　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		
(49)　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
(50)　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(51)　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(52)　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(53)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(54)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第１号から第４号の２まで又は第８号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		E
(55)　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、特定遊興飲食店営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		A
(56)　前(55)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(57)　出入国管理及び難民認定法第74条第１項、第２項若しくは第３項、第74条の２第１項若しくは第２項、第74条の３、第74条の４第１項、第２項若しくは第３項、第74条の５、第74条の６又は第74条の８第１項、第２項若しくは第３項の罪に当たる違法な		C

行為		
(58)　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
(59)　大麻取締法第24条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の３（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第24条の７の罪に当たる違法な行為		B
(60)　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
(61)　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
(62)　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
(63)　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
(64)　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
(65)　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(66)　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号		D

の罪に当たる違法な行為		
(67)　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(68)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(69)　刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪）の罪に当たる違法な行為		D
(70)　関税法第69条の11第１項の規定（第１号及び第７号に係る部分に限る。）に違反する行為（薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入）	関税法第109条第1項・第2項	A
(71)　電波法第108条（わいせつな通信の発信）の罪に当たる違法な行為		A
(72)　無限連鎖講の防止に関する法律第３条（無限連鎖講の禁止）の規定に違反する行為	無限連鎖講の防止に関する法律第5条、第6条、第7条	D
(73)　当せん金付証票法第６条第７項の規定に違反する行為（当せん金付証票の転売）	当せん金付証票法第18条第1項第1号	D
(74)　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第１項又は第２項の規定に違反する行為（二十歳未満の者の飲酒、親権者等の不制止）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第2項	F
(75)　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第３項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第1項	D
(76)　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第１条（二十歳未満の者の喫煙禁止）の規定に違反し、又は同法第３条第１項若しくは第２項（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F
(77)　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第５条の罪に当たる違法な行為（煙草・器具の販売）		D
(78)　酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第４条第１項若しくは第３項又は第５条第２項の罪に当たる違法な行為（酩酊者の粗野・乱暴な言動等）	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項	F
(79)　動物の愛護及び管理に関する法律第44条第１項、第２項又は第３項の罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等）		E

(80)　軽犯罪法第１条第４号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第３条の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第2条	F
(81)　食品衛生法第６条若しくは第55条第１項の規定に違反し、又は同法第81条第１項第３号若しくは第83条第４号若しくは第５号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	食品衛生法第54条、第55条第3項、第59条第1項、第60条、第61条、第81条第1項第1号、第81条第2項、第82条	D
(82)　興行場法第２条第１項（営業の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	興行場法第5条第1項、第6条、第8条第1号	D
(83)　旅館業法第３条第１項（営業の許可）、第５条（宿泊をさせる義務）若しくは第６条第１項（宿泊者名簿の備付け等）の規定に違反し、又は同法第10条第２号（営業停止命令違反）若しくは第11条第２号（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	旅館業法第7条第1項、第8条、第10条第1号、第11条第1号	D
(84)　公衆浴場法第２条第１項（経営の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、立入検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	公衆浴場法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1号	D
(85)　道路交通法第77条第１項の規定に違反する行為（無許可道路使用）	道路交通法第119条第1項第12号の4	E
(86)　建築基準法第98条第１項第１号の罪に当たる違法な行為（特定行政庁等の命令に対する違反）	建築基準法第9条第1項・第10項前段	D
(87)　消防法第39条の２の２（防火対象物の使用禁止命令違反等）、第39条の３の２（防火対象物の改修命令違反等）、第41条第１項第１号（火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反）若しくは第５号（消防用設備等の設置に係る命令違反等）又は第44条第12号（消防用設備等の維持に係る措置命令違反等）の罪に当たる違法な行為	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第17条の4第1項・第2項	D
(88)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条（投棄	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2	D

禁止）の規定に違反する行為	5条第1項第14号、第25条第2項	
(89)　その他の法令の規定に違反する行為		H
＜法に基づく処分又は条件に違反する行為＞		
(90)　指示処分違反	第31条の24	C
(91)　営業停止命令違反	第31条の25第1項、第49条第4号	A
(92)　許可の条件違反	第31条の23（第3条第2項）	C
7　飲食店営業を営む者に対する営業停止命令（法第34条第２項）		
＜法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為＞		
（１）　無許可風俗営業	第3条第1項、第49条第1号	A
（２）　無許可特定遊興飲食店営業	第31条の22、第49条第7号	A
（３）　構造・設備維持義務違反	第32条第1項	D
（４）　照度規制違反	第32条第2項（第14条）	E
（５）　騒音・振動規制違反	第32条第2項（第15条）	D
（６）　客引き禁止違反	第32条第3項（第22条第1項第1号）、第52条第1号	B
（７）　客引き準備行為禁止違反	第32条第3項（第22条第1項第2号）、第52条第1号	B
（８）　年少者接客業務従事禁止違反	第32条第3項（第22条第1項第4号）、第50条第1項第4号	A
（９）　年少者の立ち入らせ禁止違反	第32条第3項（第22条第1項第5号）、第50条第1項第4号	B
(10)　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	第32条第3項（第22条第1項第6号）、第50条第1項第4号	B
(11)　深夜酒類提供飲食店営業の営業届出義務違反	第33条第1項・第3項、第54条第6号	E
(12)　深夜酒類提供飲食店営業の営業廃止・変更届出義務違反	第33条第2項・第3項、第55条第3号	F
(13)　深夜酒類提供飲食店営業地域規制違反	第33条第4項に基づく条例、第50条第1項第10号	B
(14)　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	第33条第6項（第18条の2）	D

(15)　従業者名簿備付け記載義務違反	第36条、第53条第3号	D
(16)　接客従業者の生年月日等の確認義務違反	第36条の2第1項、第53条第4号	D
(17)　接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	第36条の2第2項、第53条第5号	D
(18)　報告・資料提出義務違反	第37条第1項、第53条第6号	D
(19)　立入の拒否、妨害、忌避	第37条第2項、第38条の2第1項、第53条第7号	D
＜他の法令の規定に違反する行為＞		
(20)　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇(ほう)助する目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(21)　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		B A
(22)　組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(23)　組織的犯罪処罰法第３条（第１項第９号に係る部分に限る。）、第４条（同法第３条第１項第９号に係る部分に限る。）又は第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		D
(24)　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意		

思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 イ　個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 ロ　令第２条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ハ　面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（前記イに該当するものを除く。）		D
(25)　前(24)に規定する手段によって、客に前(24)イ、ロ若しくはハに掲げる役務（前(24)ロに掲げる役務にあっては、令第２条第３号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		A
(26)　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
(27)　児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		B
(28)　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		
(29)　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
(30)　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(31)　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(32)　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(33)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４		B

号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		
(34)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第１号から第４号の２まで又は第８号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		E
(35)　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、飲食店営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		A
(36)　前(35)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(37)　出入国管理及び難民認定法第74条第１項、第２項若しくは第３項、第74条の２第１項若しくは第２項、第74条の３、第74条の４第１項、第２項若しくは第３項、第74条の５、第74条の６又は第74条の８第１項、第２項若しくは第３項の罪に当たる違法な行為		C
(38)　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
(39)　大麻取締法第24条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の３（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第24条の７の罪に当たる違法な行為		B
(40)　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
(41)　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
(42)　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付		B

又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		
(43)　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
(44)　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
(45)　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(46)　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(47)　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(48)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(49)　刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪）の罪に当たる違法な行為		D
(50)　関税法第69条の11第１項の規定（第１号及び第７号に係る部分に限る。）に違反する行為（薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入）	関税法第109条第1項・第2項	A
(51)　電波法第108条（わいせつな通信の発信）の罪に当たる違法な行為		A
(52)　無限連鎖講の防止に関する法律第３条（無限連鎖講の禁止）の規定に違反する行為	無限連鎖講の防止に関する法律第5条、第6条、第7条	D
(53)　当せん金付証票法第６条第７項の規定に違反する行為（当せん金付証票の転売）	当せん金付証票法第18条第1項第1号	D
(54)　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第１項又は第２項の規定に違反する行為（二十歳未満の者の飲酒、親権者等の不制止）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第2項	F

(55)　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第３項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第1項	D
(56)　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第１条（二十歳未満の者の喫煙禁止）の規定に違反し、又は同法第３条第１項若しくは第２項（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F
(57)　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第５条の罪に当たる違法な行為（煙草・器具の販売）		D
(58)　酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第４条第１項若しくは第３項又は第５条第２項の罪に当たる違法な行為（酩酊者の粗野・乱暴な言動等）	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項	F
(59)　動物の愛護及び管理に関する法律第44条第１項、第２項又は第３項の罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等）		E
(60)　軽犯罪法第１条第４号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第３条の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第2条	F
(61)　食品衛生法第６条若しくは第55条第１項の規定に違反し、又は同法第81条第１項第３号若しくは第83条第４号若しくは第５号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	食品衛生法第54条、第55条第3項、第59条第1項、第60条、第61条、第81条第1項第1号、第81条第2項、第82条	D
(62)　興行場法第２条第１項（営業の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	興行場法第5条第1項、第6条、第8条第1号	D
(63)　旅館業法第３条第１項（営業の許可）、第５条（宿泊をさせる義務）若しくは第６条第１項（宿泊者名簿の備付け等）の規定に違反し、又は同法第10条第２号（営業停止命令違反）若しくは第11条第２号（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	旅館業法第7条第1項、第8条、第10条第1号、第11条第1号	D

(64)　公衆浴場法第２条第１項（経営の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、立入検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	公衆浴場法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1号	D
(65)　道路交通法第77条第１項の規定に違反する行為（無許可道路使用）	道路交通法第119条第1項第12号の4	E
(66)　建築基準法第98条第１項第１号の罪に当たる違法な行為（特定行政庁等の命令に対する違反）	建築基準法第9条第1項・第10項前段	D
(67)　消防法第39条の２の２（防火対象物の使用禁止命令違反等）、第39条の３の２（防火対象物の改修命令違反等）、第41条第１項第１号（火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反）若しくは第５号（消防用設備等の設置に係る命令違反等）又は第44条第12号（消防用設備等の維持に係る措置命令違反等）の罪に当たる違法な行為	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第17条の4第1項・第2項	D
(68)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条（投棄禁止）の規定に違反する行為	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号、第25条第2項	D
(69)　その他の法令の規定に違反する行為		H
＜法に基づく処分に違反する行為＞		
(70)　指示処分違反	第34条第1項	C
(71)　営業停止命令違反	第34条第2項、第49条第4号	A
８　興行場営業（法第２条第６項第３号の営業を除く。）を営む者に対する営業停止命令（法第35条）		
＜法に規定する罪＞		
（１）　刑法第174条又は第175条の罪		A
（２）　児童買春・児童ポルノ法第７条第２項から第８項までの罪		A
（３）　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪		B

9　特定性風俗物品販売等営業に対する営業停止命令 （法第35条の２） ＜法に規定する罪＞ （１）　刑法第175条の罪 （２）　児童買春・児童ポルノ法第７条第２項から第８項までの罪 （３）　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪		 A A B
10　接客業務受託営業を営む者に対する営業停止命令 （法第35条の４第２項、同条第４項第２号） ＜政令で定める重大な不正行為＞ （１）　大麻取締法第24条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の３（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第24条の７の罪に当たる違法な行為 （２）　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為 （３）　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		 B D B

（４） 麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
（５） あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
（６） 刑法第174条、第175条、第183条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下（６）において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下（６）において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助（ほう）する目的に係る部分に限る。以下（６）において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下（６）において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
（７） 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第223条の罪に当たる違法な行為		B
（８） 組織的犯罪処罰法第３条（第１項第９号に係る部分に限る。）又は第４条（同法第３条第１項第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
（９） 組織的犯罪処罰法第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(10) 売春防止法第２章（第５条を除く。）に規定する		A

罪に当たる違法な行為		
(11)　児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
(12)　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
(13)　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
(14)　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(15)　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(16)　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(17)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(18)　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、法第２条第13項各号に掲げる営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		A
(19)　前(18)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(20)　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
＜法の規定による指示に違反する行為＞		
(21)　受託接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	第35条の3第1号・第2号、第35条の4第1項・第4項第1号	C